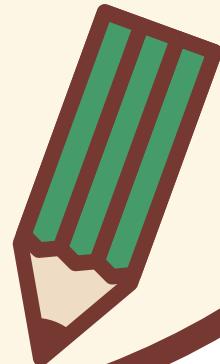
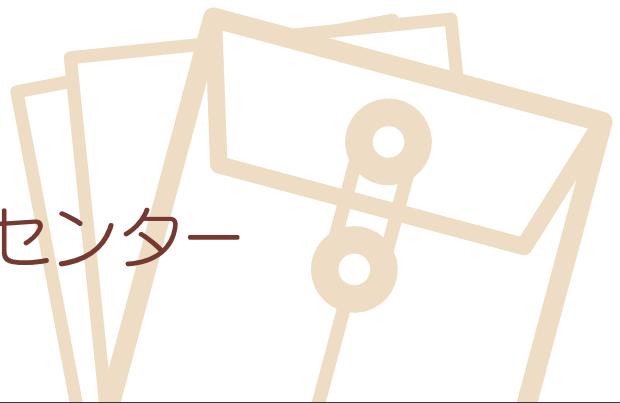


平成18年度の試験から  
行政書士試験が  
変わります。



総務大臣指定試験機関  
財団法人行政書士試験研究センター



# 行政書士試験の改正点

平成17年9月30日、「行政書士試験の施行に関する定め(平成11年自治省告示第250号)」の一部が改正され、平成18年度に実施される行政書士試験から適用されることとなりました。改正点は、次のとおりです。



## 1 試験科目(右記変更一覧参照)

- (1)行政書士の業務に関し必要な法令等から「行政書士法(行政書士法施行規則を含む。)」「戸籍法」「住民基本台帳法」「労働法」及び「税法」が削除された。(ただし、これらについては、「政治・経済・社会」又は「情報通信・個人情報保護」分野において、関連する知識を問う出題がなされうる。)
- (2)行政法の出題範囲を明確化するため、「行政法(行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。)」とされた。
- (3)「一般教養」が「行政書士の業務に関連する一般知識等」に変更され、その出題分野が、「政治・経済・社会」「情報通信・個人情報保護」及び「文章理解」と明記された。



## 2 出題数

「行政書士の業務に関し必要な法令等から40題、一般教養から20題」から「行政書士の業務に関し必要な法令等から46題、行政書士の業務に関連する一般知識等から14題」に変更された。

行政書士の業務に  
関し必要な法令等

46題

行政書士の業務に  
関連する一般知識等

14題

行政書士の業務に  
関し必要な法令等

40題

一般教養

20題



## 3 試験期日

### (1) 試験日

毎年「10月の第4日曜日」から「11月の第2日曜日」に繰り下げられた。

### (2) 試験時間

「午後1時から午後3時30分まで」から「午後1時から午後4時まで」に30分拡大された。

11月

第2日曜日

10月

第4日曜日

午後1時から  
午後4時00分  
まで

午後1時から  
午後3時30分  
まで



## 4 合格発表日

試験を実施する日の属する年度の1月の「第3週」に属する日から同月の「第5週」に属する日に繰り下げられた。

1月

第5週

1月

第3週



## 5 施行日

平成18年4月1日から施行することとされた。

平成18年  
4月1日施行

## 試験科目の変更一覧

試験科目	改正後	現 行
■行政書士の業務に関し必要な法令等	(削除) ←	●行政書士法 (行政書士法施行規則を含む。)
	●憲法	●憲法
	●行政法 ・行政法の一般的な法理論 ・行政手続法 ・行政不服審査法 ・行政事件訴訟法 ・国家賠償法 ・地方自治法 を中心とする。	●行政法  ●行政手続法  ●行政不服審査法  ●行政事件訴訟法  ●国家賠償法  ●地方自治法
	(削除) ←	●戸籍法
	(削除) ←	●住民基本台帳法
	●民法	●民法
	●商法	●商法
	(削除) ←	●労働法
	(削除) ←	●税法
	●基礎法学	●基礎法学
■行政書士の業務に関連する一般知識等 (一般教養を変更)	●政治・経済・社会 ●情報通信・個人情報保護 ●文章理解	—

※削除された法令については、「政治・経済・社会」又は「情報通信・個人情報保護」分野において、関連する知識を問う出題がなされる。



# 行政書士試験の施行に関する定め

(平成11年12月16日自治省告示第250号)

改正:平成17年9月30日総務省告示第1098号

〈施行期日:平成18年4月1日〉

## 第1 試験期日

- 1 試験日 毎年11月の第2日曜日
- 2 試験時間 午後1時から午後4時まで

## 第2 試験科目

- 1 行政書士の業務に関し必要な法令等(憲法、行政法(行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。)、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題することとし、法令については、試験を実施する日の属する年度の4月1日現在施行されている法令に関して出題するものとする。)
- 2 行政書士の業務に関連する一般知識等(政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解)

## 第3 試験の方法

- 1 試験は、筆記試験によって行うこととする。
- 2 試験問題については、行政書士の業務に関し必要な法令等から46題、行政書士の業務に関連する一般知識等から14題を出題する。
- 3 出題の形式については、行政書士の業務に関し必要な法令等は択一式及び記述式、行政書士の業務に関連する一般知識等は択一式とする。

## 第4 合格発表

合格発表は、試験を実施する日の属する年度の1月の第5週に属する日に行うものとする。

## 第5 合格証

合格証の様式は、別記様式によるものとする。(別記様式略)

## 第6 不正の行為を行った者に対する処分

試験に関して不正の行為があった場合には、その不正行為に關係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその合格を取り消すものとする。

## 第7 特例措置の実施

肢体不自由者が試験を受験する場合には、必要な措置を講ずるものとする。

## 第8 試験の公示

試験の施行に当たっては、次の事項について、試験を実施する日の属する年度の7月の第2週に属する日に公示するものとする。

- 1 試験期日
- 2 試験場所
- 3 試験の科目及び方法
- 4 受験手続
  - イ 受付期間
  - ロ 受付場所
  - ハ 提出書類
  - ニ 受験手数料
  - ホ 連絡先
- 5 特例措置の実施
- 6 合格発表の日時及び方法

